

# 石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議設置要綱

## (目的)

第1条 石狩地域の廃棄物の処理、各種リサイクル等の指導に係る関係機関が緊密に連携し、廃棄物の不適正処理及び不法投棄等（以下「不法処理」という。）の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 戦略会議は次の事業を行う。

- (1) 不法処理の防止及び発生後の対応に関し、関係機関が連携して実施すべき施策の検討
- (2) 不法処理の情報交換に関すること
- (3) 不法処理防止のための広報啓発活動に関すること
- (4) その他戦略会議の目的を達成するために必要な事業

## (構成)

第3条 戦略会議は次の機関をもって構成する。

- (1) 戦略会議は別表に定める関係機関の担当職員をもって構成する。
- (2) その他主宰者が必要と認めるときは、別の関係機関等を加えることができる。

## (主宰者)

第4条 戦略会議は、北海道石狩振興局保健環境部長が主宰する。

## (会議)

第5条 戦略会議は、原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

## (ワーキンググループ)

第6条 戦略会議には、第2条(1)に掲げる施策の検討に当たり、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

## (意見の聴取等)

第7条 戦略会議及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (事務局)

第8条 戦略会議の事務局は、北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に置く。

### 附則

この要綱は、平成6年12月2日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成11年12月8日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成13年9月18日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成17年5月27日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表)

## 石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議構成機関

構 成 機 関
石狩町村会
(社)北海道産業廃棄物協会道央支部
札幌市
江別市
千歳市
恵庭市
北広島市
石狩市
当別町
新篠津村
小樽海上保安部
北海道警察本部生活安全部生活環境課
札幌方面中央警察署
札幌方面東警察署
札幌方面西警察署
札幌方面南警察署
札幌方面北警察署
札幌方面白石警察署
札幌方面豊平警察署
札幌方面厚別警察署
札幌方面手稲警察署
札幌方面江別警察署
札幌方面千歳警察署
北海道石狩振興局(保健環境部環境生活課、産業振興部建設指導課)
北海道空知総合振興局札幌建設管理部